The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	淡路国大田文における永久没官地
Author(s)	田中, 茂樹
Citation	阪大法学. 2005, 55(1), p. 175-202
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55266
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

淡路国大田文における承久没官地

田中茂樹

一　泰時と法治

（一）貞永式目第十六条

本稿は貞応二年（一二二三）四月末完成の「淡路国大田文」における「承久没官地」の没収および「謀反人所帯跡地頭職」の補任を吟味し、あわせて承久の乱（一二二一年）から貞応二年七月の「新補率法」にいたる貞応幕府法を分析することによって、六波羅北方の北条泰時（一一八三―一二四二）における法治の思想を解明することを意図している。

泰時が制定した貞永元年（一二三二）の御成敗式目（貞永式目）第十六条は、「承久兵乱時没収地」について、次のように規定している。

第一項。京方に参戦した容疑によって所帯を没収された者が、証拠によって無罪であると判明した場合、その所帯はもとの主に返却し、勲功と奉公によって所帯を給付された者には替地を給付すべきである。

第二項。関東御恩の者で京方に参戦した者はその罪科が特に重い。よってその身は誅せられ、所帯は没収された。

この件は処理済である。しかるに自然の運により、処罰を逃れた者があると近年聞き及ぶ。この件については「違期」とし、「寛宥」によって、その所帯の五分の一を没収すべきである。

但し、御家人以外、下司・庄官が京方に参戦したと判明した場合、今更沙汰を改めるべきでないと去年議定ずみである。この件は異儀に及ばず。

第三項。没収地の元来の領主であると称し、没収時の知行者が非分の領主であると申し立て、相伝の道理によって返却せよと訴える者があるが、当時の知行の者は有罪であると当局が認定して没収し、勲功の者に給付した。この件は処理済である。

以上の条項は承久の乱の十一年後なお没官地の没収や謀反人の認定に不備があったとの訴えがあることを示している。しかし泰時はこの条項を貞永式目に挿入させることによって、時効の法理を認識させ、法的安定性の理念を追求しようとした。有罪か無罪かの刑事法的認定に当局側の誤りがあった場合は、没収地を本主に返却するが、没収時における知行に瑕疵があるとの民事法的な訴は認めない。「当時知行」の重視は「権利の上に眠る者は保護されない」（イエーリング）の思想にもとづく。十三世紀の日本にもこのような「法治」の思想が形成されていることは、興味深い。

（二）武家の法律家

泰時が六波羅北方時代に処理した淡路国の京方参戦容疑者の審判においても、守護から召集を受けたが「禁忌」あるいは「所労」のため淡路へ帰国した、との弁明を認め、地頭の職に留任させている。他方で乱の直後に承久没官地の福良庄を暴力的に押収した地頭については、他の勲功を認め、その比例によって新地頭に補任した。しかし泰時は公式文書である淡路国大田文に「福良庄、新地頭船越右衛門尉押領」と明記させた。

これらの事例からも泰時は、日本の武家に稀な法律家であったと看做してよいであろう。ノルマン征服の後のプランタジネット王朝のヘンリー二世に匹敵するのではないだろうか。両者に共通するのは訴訟を迅速かつ公平に処理することを通じて、既存権力よりも優れた権力としての評価を獲得するということである。

しかし法治には軍事が先行することを見落とすべきではない。泰時は承久の乱後の寺社の僧兵による武力行使には、幕府の武力で威圧した。貞応元年には土御門上皇から配流地を土佐より阿波へ変更するよう要請があった。乱の首謀者の一人で、一条能保の子である二位法印尊長は、逃走先で修験者を組織し、土御門上皇を旗頭に蜂起するとの噂があった。しかし泰時は淡路国の軍事的な要港に駿河水軍を地頭として配置した。小笠原長清に上皇のための宿舎を警固させた上で、貞応二年春、土御門上皇の希望を容れた。

法規範は道徳規範に類似するが、強制の性質と程度によって道徳規範と異なる。前述の貞永式目第十六条第二項は、「寛容・宥和」の道徳規範を援用するが、この道徳規範を受容するか否かは任意である。しかし「違期」によって、公権力を発動しないという法規範を受容するか否かは、任意ではない。権力者が熟慮すべき問題は今やすでに「違期」であるという量的な判断を万人に納得させられるか否かである。ギリシャの哲人が語ったように、正義とは数学的・幾何学的な比例である（アリストテレス「ニコマコス倫理学」）。

上横手雅敬氏によれば「恩賞問題は泰時に一生涯つきまとった」（北条泰時、吉川弘文館、一九五八年、五〇頁）。承久の乱で京方に与した淡路守護の佐々木経高は、頼朝の伊豆挙兵以来の幕府の功労者である。しかし正治二年（一二〇〇）、京の警備中に騒乱を生じさせたことなどが後鳥羽上皇の逆鱗にふれ、淡路・阿波・土佐の三国の守護を罷免されたという。翌年に罪を許されたが、返されたのは淡路守護職のみであった。十八歳の泰時は「罪が許された以上、所帯はすべて返されるべきだ」と主張した（吾妻鏡、建仁元年十二月三日条）。承久の乱で東海道軍

の大将軍であった三十九歳の泰時は、鷲尾に逃れた経高のもとへ使者を送り「相構不可捨命」と伝えたが、経高は恥じて自殺した（吾妻鏡、承久三年六月十五日条）。泰時はかつて三国守護職の返還に尽力したが、結果的に実現しえなかった「負い目」を経高に返そうとしたのである。

上横手氏は「泰時が誠実の人であったことは掛値のない真実である。しかしあのままの泰時が、今少し早く生まれ、或いは遅く生まれていたとすれば、無能と呼ばれるか、姑息と呼ばれるかのいずれかであろう」（前掲書、二一〇頁）と評論しているが、たしかに泰時は「乱世の雄」ではなく、鎌倉幕府が武断から法治に転換すべき時期に武家の棟梁の執権の座に就いた法律家的・数学者的な資質の人であった。

（三）淡路国大田文

ところで淡路国大田文（鎌倉遺文、三〇八八号）とは、淡路国衙が六波羅からの「注文」に応じて津名・三原の両郡からなる淡路国の「国領および庄園の田畠数ならびに地頭名」を「注進」した文書である。本稿と同様に、淡路国大田文が泰時の業績であると推定したのは石井進氏である。淡路国大田文の記載内容、たとえば地頭の「押領」を明記しているなどの点からみて、その作成に六波羅が関与したことは否定できない。但し、鎌倉時代の文書には泰時が自ら大田文の作成に従事したという記録はない。

さらに石井進氏は「淡路国大田文は貞応二年当時における情況を、いわば横断的に表現しているだけではない。（中略）。淡路国のそれまでの歴史過程の一面を、いわば縦の系列において解読するための貴重な資料を提供してくれるのである」（石井進著作集、第二巻、一八五頁）とその史料的価値を高く評価した。本稿は多くを石井氏の着想に負う。

現存する大田文類の中で同時期のものは「能登国田数注文」（承久三年九月六日注進）と「石見国田数注文」（貞

応二年三月注進）である。能登は、前の国司が乱の首謀者のひとりであった。石見は、淡路や阿波と同様に、長く佐々木氏が守護であった。泰時は次の理由から淡路国に関心を寄せたと解釈しうる。

第一に淡路は一の谷戦でも屋島戦でも平家水軍の補給基地であった。第二に淡路では内乱期に徴発をした東国軍への反感が強い。第三に僅か二郡の小国であるから乱の再発を防止する改革の実験場として好適である。

以上のような理由のほかに、北条氏の内部における別な事情もあった。承久の乱後まだ二ヶ月にもならない八月七日、二品禅尼（北条政子）は「三千余箇所」の没官地を勇敢勲功の士に配分するよう指示したがその実現は容易ではない。ところが貞応元年（一二二一）四月二十六日の「関東下知状」は「去年の兵乱の時、京方に相従った輩の所領・所職は、大略は注進であるとはいえ、なお守護代等が隠籠する庄公が多いとの風聞である」と述べ、また翌年四月三日の「関東下知状」は「武士が敢えて理非を糺さず、沙汰を枉げるという風聞が届いている」と述べた。鎌倉の執権北条義時の周辺は戦勝気分で華美な生活を享楽していたが、風聞をもとに、六波羅による没官地処理が沙汰を枉げているとあからさまに非難しているのである。泰時は次期執権の最有力候補であった。しかし義時の後室の伊賀氏は政村を義時亡き後の執権に就任させる意図であった。そこで泰時は没収が厳正であることを淡路国大田文の作成によって証明し、執権候補の実力をする誇示する必要に迫られていた。

二　庄園と公領

（一）庄園領主

泰時の伝記の執筆者である上横手氏は、一九五四年の論文「鎌倉幕府法の限界」（歴史学研究、一七七号）において、淡路と隣接する紀伊の阿弓河庄地頭の湯浅氏を好例として、承久の乱の前と後における幕府と御家人との以

下のような関係を検討した。

ここで阿弓河庄とは、紀伊国在田郡の東の山間に所在する「猫の額」程度の小さな庄園である。その起源は寂楽寺が十一世紀はじめ右大臣の平惟仲から寄進を受けたことによる。しかし山下を領有化しようとする高野山の野望に脅威を感じた寂楽寺は、天台園城寺系の円満院を本所に仰ぎ、治承寿永の戦乱後に、湯浅宗重を地頭とした。湯浅氏は、文治元年（一一八五）には平家に与したが、翌年には鎌倉幕府の御家人となった。宗重の子・宗光は承元四年（一二一〇）、地頭職を安堵された。この時期から湯浅氏は「在地領主」として成長し、周辺に湯浅党を結成した。これは後白河以来の「熊野詣」により院とも平家とも密接な関係にありながら、闘鶏により源氏に与した熊野社と競合することになる。しかも寂楽寺はふたたび円満院に預所職の派遣を依頼した。農民の側からみれば湯浅党は有名な「メコトモヲイコメ、ミミヲキリ、ハナヲソキ」という建治元年（一二七五）の言上書にみられる存在であった。高野山は、嘉元二年（一三〇四）、遂に阿弓河庄を所領とした。

なお豊田武「高野山寺領の変遷」によると、実朝の暗殺に怒って高野山に出家した安達景盛の尽力で、北条政子が金剛三昧院の創建に協力した。やがて高野山金剛三昧院は幕府の関東御祈祷所となった。湯浅氏を説得して阿弓河庄を高野山領としたのは、紀伊の守護と幕府である（高野山領庄園の支配と構造、巌南堂、一九七七年、四七五頁）。

上横手氏によれば、第一に、そもそも幕府の成立は主として在地の名主・庄官層の武士に負うものであり、その限りにおいて客観的に、進歩的な役割を承認することを妨げない。

しかし第二に、幕府は（山下一帯からすべての地頭を排除する高野山のような）古代的勢力と妥協し、経済的には自らも「巨大な一個の荘園領主」に他ならなかった。

そこで第三に、「承久以前の幕府には御家人保護の色彩が濃厚であった」（一〇頁）が、承久の乱後は「幕府（統治者）の統治者的性格は、相対的に向上し、幕府を軸とする庄園領主と御家人の均衡関係が定着せしめられる。（中略）。御成敗式目に見る本所領不介入主義にしても、もとより幕初以来のものであろうが、このときに当り一層強く確認されたのである」（同上）とされる。

思うに、承久の乱前後の鎌倉幕府が法治の領域を全日本化するにつれて、特に畿内近国の御家人との私的な保護・奉仕の契約関係が希薄化したこと、中世御家人と古代庄園領主との「均衡を保つ二勢力の調停者」に変貌したことは確かである。執権泰時はこの時期に武断から法治に転換したのである。

（二）淡路国の公領

淡路国大田文によれば、承久の乱の当時、幕府は淡路国の庄公合わせて三十二箇所の地頭職に二十四名の地頭（うち十三名は国御家人）を配置していた。

まず、大田文における淡路の地方行政組織と庄園の実態を概観しておく。国領は「郷」が五箇所、「保」が九箇所、「村」が六箇所である。乱の前に幕府は必ずしもすべての郷村に地頭を配置していたわけではない。淡路の二十三箇所の庄園のうち二十箇所に十七名の地頭を配置していたが、淡路の郷・保・村の合計二十箇所のうちの十二箇所に七名の地頭を配置していたにすぎない。以下本稿では乱後始めて配置された地頭については「初地頭」とよぶ。第一表のうち●印の地頭は謀反の容疑で有罪の認定を受けたこと、◎印は謀反の容疑を受けたが無罪の認定を受けて留任したこと、○印は初地頭または謀反人跡地頭職への補任であることを意味する。

〈第一表〉国領の地頭職

郷保村名	前地頭	新地頭	初地頭
津名郡			
A 都志郷	●	○	
B 郡家郷			○
C 賀茂郷	◎（所労）		
D 山田保	●	○	
E 室津保	●	○	
F 石屋保＊	●	○	
G 三立崎保			○
三原郡			
H 野原保＊	●	○	
I 八木村			
J 塩浜村			
K 八太村			郡内寺社領
L 東西神代郷＊	●	○	
M 西神代郷			
N 東神代保			
O 湊村			郡内寺社領
P 上田保＊	●	○	
Q 榎列村			郡内寺社領

＊印は守護が并任

R 長田村 S 掃守保			○ ○

津名郡は、国領の田数が合計約一六三町、荘園の田数が合計六五一町である。三原郡の国領の田数が合計約二三八町、庄園の田数の合計が三九七町である。全体としてみれば、国領が四〇一町であるのに対して、庄園が千四十八町である。つまり庄園が七二%を占めている。これには理由がある。最大の理由は、三原郡の中枢部の五つの村と一つの郷の田数が記載されていないことである。この五村のうちの三村は、「郡内寺社」の所領であるかのように記載されている。

貞永二年七月の「新補率法」第二条には「郡内寺社事、右件の寺社は、多くこれを領家進止となすか、もしくは地頭氏寺氏社のごとくなりせば私進止めんか、所詮先例に任せ、今更自由新儀致すべからず」との規定がある。郡内寺社については、地元の意向を最大限尊重せよという幕府の基本方針をあらかじめ承知していた在庁官人が、国衙政庁所在地の榎列村、国衙付属施設の二宮社の所在地の八太村ならびに淡路国で最良の港湾をもつ湊村を「郡内寺社」の領域として大田文に記載したものと思われる。その際、湊村に隣接する塩浜村、幕府の守護所の所在地である八木村についても田数を記載しなかった。

さらに大田文が「東西神代郷」の田数も記載しなかったのはなぜか検討する必要がある。大田文は東西神代郷のほかに「西神代郷」と「東神代保」とを並べており、東西神代郷とは西神代郷と東神代保との総称ではないかとも解釈される。また大田文は「西神代郷」に「志知此内也。但右馬允一在庁屋敷也、此外国中無志知庄也」と注記している。在庁官人右馬允は乱を契機に「志知庄」を抹殺しようとしたとも解釈しうる。

（三）庄園の領家と地頭

淡路国大田文によれば国内の庄園数は合計二十三箇所である。そのすべてに地頭が配置されていたわけではない。少なくとも国衙にはその有無が明らかでなかった庄園がある。大田文は乱の前の地頭の有無が不明であった庄園については地頭名を記載していないが、乱後に地頭が交代した場合は、国領と同様に前地頭と新地頭を併記している。乱の前後における地頭の交代について第二表でも第一表と同じ符号を用いる。

第二表では二十三箇所の庄園を領家（大田文の用語）別に分類した。領家は後鳥羽院と周辺女性の所領を含む皇室系庄園が十三箇所で最も多い。それ以外では四箇所の八幡宮領と二箇所の高野山領がこれに次ぐ。

〈第二表〉庄園の領家と地頭

	庄園名（領家名）	前地頭	新地頭	初地頭
ア	内膳庄（歓喜光院領）	◎（禁忌）		
イ	志筑庄（新熊野領）	●	○	
ウ	由良庄（新熊野領）	●	○	
エ	筑佐庄（新熊野領）	●	○	
オ	蟇浦庄（最勝四天王院領）			○
カ	藤穂庄（六条御堂領）	不明	○	
キ	安乎庄（一院領）		「地頭領家御沙汰」	
ク	国分寺庄（鳥羽勝金剛院領）			
ケ	津井伊賀利庄（最勝四天王院領）	●	○	
コ	掃守庄（弘誓院領）	●	○	

サ	慶野庄（修明門院領）			○
シ	阿万庄（得長寿院・八幡宮領）	●	○	
ス	枚石庄（八幡宮領）	●	○	
セ	鳥飼庄（八幡宮領）	●	○	
ソ	炬口庄（八幡宮領）	●	「地頭領家御沙汰」	
タ	賀集庄（高野山領）	●	○	
チ	福良庄（高野山領）	●	○	
ツ	生穂庄（上賀茂領）	●	○	
テ	物部庄（御室領）	否認	○	
ト	来馬庄（松殿領）			○
ナ	鮎原庄（北野）	◎（不随）		
ニ	広田庄（西宮広田社）	◎（大和中務丞）		

以下ではまず、皇室系以外の庄園の本所・領家について個別的に検討する。

（1）高野山領。高野山は平安時代末、三原郡に成相寺を設立した。賀集庄が高野山領となったのはその後である。賀集庄は船便で米を輸送していた。一二〇三年（建仁三）十月五日後鳥羽上皇院宣および十月二十日紀伊国庁宣は船便への妨害を阻止しようとしている（鎌倉遺文、一三八七号、一三九三号）。これは後白河上皇が、建久三年（一一九二）三月、賀集庄の地頭職を寵愛する丹後局（高階栄子）に与えたことによる（鎌倉遺文、五八四号）。大田文における賀集庄前地頭の左近将監忠光は高階家が派遣した武士であろう。

（2）上賀茂領。賀茂別雷神社文書は寿永三年（一一八四）四月に頼朝が生穂庄と佐野庄を安堵したという（鎌倉

遺文、四一五五号）。この賀茂別雷社文書は大田文より後代に作成された可能性もある（参照、兵庫県史、高尾一彦氏執筆）。

（3）広田社領。元暦元年（一一八四）四月廿八日、頼朝が屋島の戦勝を祈願して広田庄を西宮広田社に寄進した（吾妻鏡）。しかし同年十月廿七日、広田庄駐屯中の梶原景時郎従らの徴発に対して農民は激しく抗議をした（吾妻鏡）。建久元年（一二〇八）の地頭は大和前司重弘である（鎌倉遺文、四三九号）。大田文では広田庄地頭は大和中務丞である。

（4）八幡宮領。元暦二年（一一八五）の石清水文書では頼朝が淡路の枚石庄・鳥飼庄・炬口庄の三庄を石清水八幡宮に安堵している（平安遺文、四二二七号）。この文書では阿万庄はまだ八幡宮領ではない。しかし大田文では八幡宮および皇室系の得長寿院（平正盛が鳥羽法皇に寄進した寺院）が阿万庄の領家となっている。

（5）松殿領。来馬庄。大田文では摂関家の松殿（基房）領となっているが、基房と連携した義仲が没収した平家没官地であろう。

（6）御室仁和寺領。物部庄。御室は皇室と関係が深い門跡寺院である。承久の乱当時、後鳥羽院の子の道助親王が勢多伽（広綱の子、叔父の信綱に斬られる）を寵児とした。

（四）皇室系庄園

第三表は淡路国内の皇室系庄園である。承久の乱直後に幕府が作成した「後鳥羽院領没収目録」（鎌倉遺文、二九一二号）に明白に該当する淡路国内の庄園は、新熊野領が三箇所、弘誓院領・歓喜光院領が各一箇所である。しかし後鳥羽院側室の修明門院領を含む下記の皇室系庄園はすべて承久没官地として六波羅によって没収されたと思われる。

〈第三表〉淡路国内の没官地

庄園名	領家名	前地頭の種別
①由良庄	禅林寺新熊野	加賀兵衛佐殿
②筑佐庄	禅林寺新熊野	加賀兵衛佐殿
③志筑庄	新熊野	国御家人
④掃守庄	弘誓院	国御家人
⑤内膳庄	歓喜光院	国御家人
⑥塩田庄	勧修寺	国御家人
⑦慶野庄	修明門院	無記載
⑧藤穂庄	六条御堂	「前地頭有無不知子細」
⑨安乎庄	一院	「地頭領家御沙汰」
⑩国分寺庄	鳥羽勝金剛院	「近来領家押領」
⑪阿万庄	得長寿院・八幡宮	国御家人
⑫墓浦庄	最勝四天王院	前地頭の有無は不明
⑬津井伊賀利庄	最勝四天王院	国御家人

（1）大覚寺統の財源となる八条院領。掃守庄は、久寿二年（一一五五）、弘誓院領庄園として立券された（当時の名称は掃部庄）。掃守庄は内膳保とともに安元二年（一一七六）の史料では八条院領となっている（平安遺文、五〇六〇号）。「掃守」とは朝廷の清掃を担当する部民である。枕草子に「めでたきもの、かんもりのつかさ畳敷きて」とある。「内膳」とは朝廷に主食を供給する部民である。乱当時の内膳庄の領家は歓喜光院である。

（第一図）淡路国大田文の庄
符号は第二表に同じ

（2）最勝四天王院領。津井伊賀利庄および前地頭名が不明の蟇浦庄がこれに該当する。最勝光院は建春門院滋子が平家の財力により後白河上皇に贈与した寺院である。

（3）鳥羽勝金剛院領。国分寺庄。一二〇八（建久元年）当時の国分寺庄地頭は淡路守護の横山時廣であった。しかし時廣が和田合戦で敗北して、没官地となった。淡路の新守護の長沼宗政は和田・横山の没官地の処理をめぐり実朝に直言したという因縁がある。大田文は「本下司公文、雖為忠通先祖相伝職、近来領家押領之間、付証文伝領次第、令申憲法使也」と注記している。つまり宗政が実朝の処分を十五年後に是正しようとしているのである。

（4）京都の新熊野社の三箇所の所領はすべて淡路に所在した。由良庄と筑佐庄は紀伊国の熊野に近い。由良庄は頼朝によって没収を免れた平頼盛（池禅尼の子息）没官所であった。志筑庄は一条能保と結婚した頼朝の妹の所領であったが、乱の首謀者の二条法印尊長に相伝されたと思われる。

（5）持明院統の財源となる「六条院領」。藤穂庄が該当する。大田文は「前地頭有無不知子細」と注記。安貞二年（一二二八）に「可被止本所」となった（鎌倉遺文、三七七二号）。

（6）女院の名義の所領。慶野庄は後鳥羽院の側室で順徳上皇の生母（修明門院）の所領である。大田文は地頭名

を記載していない。

（7）一院領。保延五年（一一三九）に安楽寿院領庄園として立券された安乎庄が大田文では一院領となっている。しかし大田文は「地頭領家御沙汰」と注記しているので、一院が新地頭の配置を拒否したのであろう。なお鎌倉遺文は、「安乎（アイガ）庄」を「安平庄」と誤記しているので、訂正しておく。

三　京方の武士

（一）在庁と武士

大田文の作成に従事した在庁官人掃守宿禰は掃守庄の世襲的な統率者である。掃守庄は国衙の清掃を担当してきたばかりでなく、国衙付属施設の二宮（大和大国魂神社）の田畠の耕作にも従事してきた。

ところが大田文では掃守庄が二分割され、一部は掃守保に顛倒されている。また二宮社は地理的に掃守庄に所在しているにもかかわらず大田文では八太村に所属している。なぜだろうか。江戸時代の郷土史研究家の仲野安男もこの疑問を抱き、二宮社と神宮寺の田畠が松田村つまり大田文でいう掃守庄（新）に所属していることを突き止めた。古代は幡多郷に所属していながら庄園として分離した掃守庄と八太村（幡多村）との間には確執があったのである。八太村にとって乱は好機であった。掃守庄と二宮の関係を分断し、庄民の少数を引き続き国衙清掃に従事させるが、多数を開発の単位としての「保」に編成するという案は国衙の業務の削減になる。六波羅も望むところである。このような緻密な計略を考えうる在庁は凡宿禰以外にはない。凡氏は八太（幡多）の統率者であったと思われる。

淡路国衙の在庁官人で、その歌風「心あてに折らばや折らむ初霜の置き惑はせる白菊の花」のゆえに古今集の撰

者に抜擢された凡河内躬恒は、鎌倉時代の凡宿禰の先祖である。掃守保の畠数が大田文に記載されていないのは、掃守宿禰が申告を拒否したためである。

『平家物語』竜谷本によると、源平内乱で阿波と讃岐の在庁は平家から源氏に傾いたが、備前で平教経に敗れ、淡路国の福良泊に到着した。淡路の源氏は「賀茂冠者と淡路冠者」の二人のみであった。教経はこの両名を破り、「兵百三十人」を首切ったとされる。しかし延慶本によると淡路源氏は「掃部冠者と淡路冠者」の二人である。平教経が首切ったのは「在庁以下百三十二人」とされる。延慶本の「在庁」と「掃部冠者」が正しいであろう。掃守部（カンモリベ）の発音は「カンモ」と聞こえる。在庁掃守宿禰が統率する掃守庄の荘官の土着武士が源氏に与したが、裏切りを怒る平家によって大量斬首されたのである。

三原平野で掃守庄とともに庄園であった志知庄について大田文は「国内無志知庄也」と記載した。志知庄には鉄の精錬技術をもった庄民がいた。しかし志知庄は「西神代郷」に顛倒された。後述のように志知庄の跡地には在庁検非違使の右馬充が「屋敷」を構えた。

（二）国御家人

田中稔氏もいうように「京方即ち後鳥羽院方についた武士の研究こそ後鳥羽院政の基礎を明にすることが出来、承久乱の意義を具体的に解明する鍵の一つである」（『鎌倉御家人制度の研究』吉川弘文館、一九九一年、一一三頁）。

まず注目すべきは京方の国御家人である。国御家人は「関東被官」の西国武士であるが、淡路国守護の経高が頼朝側近の幕府要人であったからして、もっぱら経高の裁量で地頭に任用したものと考えてよいであろう。承久の乱後に六波羅によって謀反の容疑者とされた第四表の十五名の地頭の中、十三名が国御家人であった。

〈第四表〉謀反容疑者（＊印が国御家人）

氏名	地頭職	京方参戦	所帯没収
①左馬允忠通＊	室津保	○	●
②源次廻＊	枚石庄	○	●
③権守恒用＊	鮎原庄	不随	留任
④太郎重助＊	生穂庄	○	●
⑤源三太郎義広＊	志筑庄	○	●
⑥刑部丞範能＊	塩田庄	○	●
⑦刑部丞経實＊	炬口庄	○	●
⑧四郎＊	物部庄	「無誤由訴申」	罷免
⑩藤三守長＊	鳥飼庄	○	●
⑪左近将監忠光＊	阿万庄	○	●
⑫兵衛尉以忠＊	福良庄・賀集庄	○	●
⑬刑部丞光盛＊	掃守庄・津井伊賀利庄	○	●
⑭女房三条殿	都志郷・山田保	○	●
⑮加賀兵衛佐	由良庄・筑佐庄	○	●

第二に、十三名の容疑者のうち十一名は六波羅の取調べに応じ、毅然と成敗を受けた点に注意したい。つまり十一名は後鳥羽上皇および守護の経高の意向を早くから承知して、京都大番勤務の機会に確信をもって京方に参戦をしたのである。

第三に、国御家人の中で「謀反」の確信犯ではなかった残り二名について検討しよう。物部庄の地頭であった国

御家人の四郎は、無実を申し立てたが罷免された。しかし大田文では新地頭が補任されている。鮎原庄の地頭は国御家人であり、権守でもあったが、「兵乱以後、不随守護所下知者也」という理由で地頭職に留任となった。

ところで淡路の土着武士が鎌倉幕府によって平家没落後に国御家人に任用された可能性はあったか。幕府は、元暦元年（一一八四）九月十九日、屋島戦において源氏方に与した讃岐の十三名の土着武士を国御家人とした（吾妻鏡同日条）。他方で『平家物語』によると、淡路の土着武士安摩（海部）六郎忠景は源氏に心通わした。大船二艘に兵糧米・物具を積み、京都へ向かったが、西宮の沖で教経の小船十艘に追われて、和泉国の吹井の浦に逃げたとされる。阿万庄および福良庄の地頭で、国御家人の兵衛尉以忠は安摩氏の可能性がある。

しかしこの阿万庄地頭の例を除いて、淡路の土着武士が国御家人に任用された可能性は乏しいのではないだろうか。その反面で、経高が在京守護で甥の廣綱を通じて検非違使や北面の武士を淡路の国御家人に任用した可能性はきわめて濃厚である。

（三）在京奉公之守護

頼朝の伊豆挙兵当時からの側近であった佐々木兄弟の定綱・経高・盛綱・高綱の一族は承久の乱で分裂した。近江・長門・石見の三国守護で定綱の子の広綱は後鳥羽軍の主力であったが、乱後梟首刑に処せられた。経高の子で阿波守護の高重も京方に参戦したが宇治で逮捕され斬殺された。他方で廣綱の弟の信綱（一一八一―一二四二）は、泰時軍に合流した。近江佐々木は承久の乱によって何を獲得しようとしたのであろうか。

まず、経高に着目しよう。経高が淡路・阿波・土佐の三国の守護を罷免された正治二年（一二〇〇）という時期は、頼朝の急死の直後であることに注意すべきである。その後の頼家・実朝の死によって幕府の源氏系将軍は絶えた。宇多源氏を称する佐々木氏に、別な武家政権を樹立しようとの野心が芽生えなかったといえるであろうか。

あらためて『吾妻鏡』をみると、一二〇〇年に経高が三国の守護を罷免された理由は、次の三つであるとされる。（1）この夏、京の市街警備中に部下が強盗を追捕しようとして民居に乱入したことが後鳥羽の逆鱗に触れたとある。しかしこの程度の過失で三国の守護の罷免は重きに過ぎる。（2）過去に経高が淡路国司を侮蔑し、国務の遂行を妨げたことがあるともいう。しかしこの理由は漠然としている。（3）この夏、経高が淡路・阿波・土佐の武士を京都に招集したとある。幕府が経高を罷免した真の理由はこの軍勢の動員によるというべきである。

第二に、宇多源氏佐々木一族と気脈を通じていたと看做しうるのは、清和源氏を称する信濃の平賀・大内氏である。大内惟義と惟信の父子は畿内と東国との境界の七カ国の守護に任用されている。大内氏および佐々木氏が院庁および幕府とどのような関係にあったか検討する。正治二年（一二〇〇）正月、大内惟義と佐々木廣綱が幕府から梶原景時の在京伴類の追捕を命じられた。建仁三年（一二〇三）十月には、後鳥羽の勅定で、惟義および広綱・定綱・経高の佐々木軍が延暦寺堂衆の鎮圧に派遣された。また惟義と広綱はやはり勅定によって鴨川堤の修復を担当している。ここまでは幕府も了解ずみである。

しかし承元元年（一二〇七）には、惟義の子の惟信が後鳥羽から検非違使に任命された。廣綱も検非違使および北面の武士に任命され、廣綱と後鳥羽院との関係は深まった。実朝は、建暦二年（一二一二）三月、惟義と広綱に対して「在京奉公之労」（吾妻鏡の表現）により、各一村地頭職を与えた。幕府にとっても院庁の事情に通じた守護は貴重であった。

若き日の経高も頼朝在世中に朝廷の中務丞に任用された。経高も「在京之奉公」が期待される守護であった。しかし院政権からみれば近江佐々木党千騎は京都防衛において最も期待しうる軍事力である。経高が後鳥羽院の軍事顧問を務めたのは、以上の経過による。

四　守護と在庁

（一）新地頭

承久の乱後に淡路国の二十七箇所の庄公地頭職のうち謀反人所帯跡地頭職に補任された新地頭（守護を含む）および初めて庄公に配置された初地頭は第五表の合計十七名である。

〈第五表〉乱後の新地頭と初地頭

地頭職	地頭氏名	備考（年月日は吾妻鏡記事）
①都志郷（新）	佐野太郎	文治四年正月一日
②郡家郷（新）・山田保（新）	駿河入道	蟇浦庄（新）兼帯
③室津保（新）	讃岐六右衛門六郎	
④石屋保・上田保（新）等	長沼宗政	野原保・東西神代郷（新）兼帯
⑤三立崎保・生穂庄（新）	三沢右馬允	後述の勲功
⑥物部庄（新）	宇佐見五郎兵衛尉	
⑦由良庄（新）・筑佐庄（新）	木内二郎	
⑧炬口庄（新）	相馬小次郎	「地頭領家御沙汰」
⑨塩田庄（新）	藤田兵衛尉	
⑪志筑庄（新）	北条時房	六波羅南方
⑫来馬庄（新）	木河二郎	建久二年二月廿四日「吉香」
⑬枚石庄（新）・鳥飼庄（新）	佐野七郎入道	後述の勲功

⑭福良庄（新）・賀集庄（新）	船越右衛門尉	慶野庄（初）・長田村（初）兼帯
⑮掃守庄（新）	矢部又二郎	掃守保（初）兼帯
⑯阿万庄（新）	木村太郎	
⑰津井伊賀利庄（新）	平二郎（子一人）	後述の勲功

上記の御家人はなぜ淡路の地頭に任用されたのか。その勲功と奉公について検討する。

まず、承久の乱の勲功であるが、『吾妻鏡』承久三年六月十八日条の勲功一覧表によれば枚石庄と鳥飼庄の地頭に補任された佐野七郎入道は十四日の宇治合戦での「手負人々」の一人である。また津井伊賀利庄の地頭には、戦死した平二郎の子が補任された。

第二に、上記の二名を除く十五名の地頭については、戦闘が僅か三日間であったためか、乱の勲功による地頭職とは理解できない。たとえば蓁浦庄地頭の駿河入道（季時）などの「宿老」は鎌倉に残るように義時から指示があった（吾妻鏡）。中には藤穂庄新地頭の「宗三、所衆」のように北条氏の郎従の出身者も含まれていると見るべきであろう。

そこで第三に、過去における幕府への奉公を検討する必要がある。注目すべきは福良庄・長田村など庄公合わせて四箇所もの地頭職に補任された船越右衛門尉である。『吾妻鏡』の正治二年（一二〇〇）正月二十三日条には、梶原景時父子を追罰した駿河国住人十名の中に「船越三郎、吉河小次郎、矢部平次、矢部小次郎、三沢小次郎」の四名がある。他方で大田文では来馬庄・掃守保・掃守庄・生穂庄の四庄保の新地頭に「木河二郎、矢部二郎、矢部又二郎、三沢右馬允」が補任されている。これは景時父子の追罰の勲功によるものと解釈すべきであろう。

（二）在庁別名

ところでなぜ淡路の在庁は、乱を好機に、在庁内部の反対を押切ってまで、志知庄・掃守庄を郷・保に顛倒したのであろうか。理由は従来の国衙が「荒野」すなわち新補率法第四条の「山野河海」を開発しようとしたためである。一二〇五年の史料がある。

「庁宣、留守所。可令早引募一二宮法華〇両会舞楽料荒野拾町事。右、両会舞楽料荒野拾町、引募東神代八木両郷等無催促之田代云々。早令開発榎列並両神代之荒野、可引募彼料田之状。依執達如件。留守所宜承知、敢勿違失、以宣。元久二年四月。守藤原朝臣花押」

（鎌倉遺文、一五三五号）。

この庁宣は一宮と二宮の料田の確保のために、東神代郷、八木郷、榎列郷、東西神代郷に国司が山野を開発させようとしているが、これらの郷は積極的ではない。そこで国衙は顛倒の機会を待っていた。榎列郷と両神代郷の荒野とは、大田文で守護所領と記載されている上田保と野原保である。掃守保（江戸時代に掃守村となった）が開墾を担当するのは、入江の干拓地であり、三原川と成相川との合流点（江戸時代に松帆村となった）である。旧志知庄民は右馬充の武力に脅えつつ氾濫しがちな志知川の流域を開墾させられた。

承久三年（一一二一）七月二十日付の長沼（藤原・小山）五郎宗政の「淡路国守護職并保地頭職補任」の辞令すなわち関東下知状には「可令早藤原宗政為淡路国守護并野原・上田両保地頭職事、右人、補任彼職之状、依仰下知如件」（鎌倉遺文、二七七九号）とある。

要するに在庁は、厄介な開発予定地の二つの「保」を幕府から要求された守護領として分与したのである。上田保は諭鶴羽山系の三原川水源地に所在する。野原は榎列と八木の境界に位置するが荒野である。在庁は、この二保

の開発を守護に分担させようとしている。

しかも在庁は「別名」の形式で、その半分の成果を獲得しようとしているのである。

石井進氏は上田保その他の守護領名を列記した上で、「地図におとしてみると」、「ここに抜いた部分が丁度淡路国の中心部にあたるので、国の政庁である国衙も、その所在地である国府も、また守護所も、みなこの中に含まれることになる」（石井進著作集、第二巻、一八〇頁）。「それは国府近傍に広がる国衙領中枢部分の殆ど圧倒的な独占を基幹とし、さらに国内要港の支配を加えたものであって、国衙機構支配者としての守護の地位を予想せしめるに十分であった」（前掲書、四頁）と解釈した。しかしこの石井進説は『兵庫県史』（一九七五）および『三原郡史』（一九七九）の刊行前に形成ずみであったとしても、「地図におとして」の手法による誤解にもとづくと思われる。

淡路国の中枢部は律令政庁である国府の所在地の榎列村である。守護館は城塞を兼ね、山岳を背にした八木村に所在している。守護領の上田保や東西神代郷は国府からも守護館からも離れている。野原保は農耕不適である。石井氏は国衙領の「圧倒的独占」によって守護による「国衙機構支配」を論証したいのであるが、淡路国内の田畠数の圧倒的部分は平安末期に庄園化しており、三原平野の豊穣地帯と要港の湊は「地元寺社領」であるから守護も地頭も不入である。石屋は明石海峡の複雑な潮流のため当時まだ「要港」ではない。些少な国衙領周辺の開墾地は「国衙領中枢部」や「淡路国の中心部」ではないのである。

なお大田文で上田保の田数が訂正されている。守護所領の田数は当初、五十六町二反とあったのが、後に三十五丁と訂正されている。なぜか。大田文完成直後の貞応二年七月に施行された新補率法第四条によって「山野河海事、領家国司方、地頭分、以折中之法」と明確に規定された。そこで守護が半分の三十五丁、在庁別名が半分の三十五

町二反四十歩となるように「折半」の調整がなされたためである。

（三）新守護

承久の乱直後の承久三年（一二二一）六月二十五日、藤原（小山・長沼）五郎宗政は、摂津の守護に任命された。ところが宗政は、その後一ヶ月もたたない七月二十日、淡路の守護へと転任になった。宗政を没官地没収の適役とみた泰時の希望によると思われる。

『吾妻鏡』建仁元年（一二〇一）九月の記事によると、将軍源頼家は蹴鞠に熱中し政務を顧みなかった。そこで十八歳の泰時は将軍近侍の者に対して「蹴鞠は幽玄な芸であるが、台風や飢饉の非常時に後鳥羽上皇推薦の蹴鞠の師匠を京から呼ぶのは問題だ」と話した。

二年後の建保元年（一二〇三）九月、宗政が将軍実朝に対して「当代は歌鞠をもって業とし、武芸は廃するに似たり。女性をもって宗とし、勇士は無きがごとし。没収地は勲功の族に宛がわず、多くを青女等に給う」と直言した。没収地とは、和田合戦において敗北した和田・横山の所領のことである。宗政の兄・朝政が評しているように、宗政（一一六二―一二四二）は勇武の士であるが作法に欠けるところがあった。父の政光は下野の在庁大掾である。

東国の在庁と淡路の在庁を同一視できない。石井進氏は志知庄跡に屋敷をもつ右馬允と「有力在庁で豪族の小山氏」を重ね合わせ「小山氏の場合にも国府に近い広大な本領小山庄・寒河厨を『重代屋敷也』と称していた」（前掲書、一八六頁）と説明した。しかし淡路の右馬充は島外出身で、旧志知庄民に開墾を強制するため官舎住まいしているのである。

いずれにせよ淡路在庁官人には、地元の利益を代弁する側面と外来の国司・守護・地頭と提携して農民を酷使し、私利を追求する側面とがあることを確認しておきたい。

五　権力と権威

（一）大田文作成の法的根拠

石井進氏が「在庁別名の存在する郷保の地頭が同時に守護だったのだから、守護はその地位を利用して国衙の在庁官人を自らの支配下に組織することもできたのである」（前掲書、一八一頁）と淡路国の「守護領」を過大に評価せざるを得なかったのは、石井良助氏から吾妻鏡文治三年九月中三日条の時政奉書の宣旨に関連して「幕府が諸国大田文を作成するにつき、諸国在庁の関与を必要とし、かつこれに対して現実に命令したであろうことに反対はしませんが、その法的根拠として、右の宣旨を挙げられることには賛成いたしかねます」（大化改新と鎌倉幕府の成立、創文社、一九七二年、二五六頁）と批判をうけたことへの反論が必要であったからである。

本稿はこの論争に決着をつけることはしない。ただ石井進氏が「国衙機構支配者としての守護」の権能に関する文献解読と「在庁別名の存在する郷保の地頭が同時に守護だった」という守護領の形態に関する事実認識を混同しがちであることに改めて注意を促したい。

最後に紙数の許す限り（1）承久の乱による政治的・経済的体制の変化（2）乱の直後の幕府法の性格（3）謀反人所帯跡補任の法理の三点について補足的な説明をしたい。

（二）承久の乱と権門盛家

紀伊国の御家人の湯浅氏と領主の高野山の関係を検討した上横手氏は承久の乱の成果について「貴族・社寺の収取機構である荘園体制は、乱によって本質的な打撃を蒙っていない。承久の乱の根底には、在地領主対荘園領主の対立が底流として存在していても、結局は一権門としての後鳥羽院政と幕府との死闘となり、大多数の貴族・社寺

は、局外中立の態度をとった結果、乱による被害を避けえたのである」（日本中世政治史研究、塙書房、一九七〇年、三七〇頁）と解釈し、「承久の乱によって院政の機能が衰えた結果、幕府（執権政治）は貴族・寺社と妥協し、客観的には荘園制擁護の機能を果たすようになった。（中略）。私は承久の乱を一種のテルミドールと目するのである」（前掲書、三七五頁）と論じた。

本稿は貴族社寺を権門とする荘園体制が乱によって本質的な打撃を蒙っていないという上横手氏の結論を基本的には支持したい。上横手氏が院政と幕府の二つをともに「権門」と規定したのは黒田俊雄氏の権門体制論の発想と根底的に共通している。

一九七四年の黒田氏によれば「権門盛家」とは、摂関家・院王家・諸有力社寺のことであるが、「幕府を含めて武士の棟梁も一種の権門盛家であった」（日本中世の国家と宗教、岩波書店、一九七五年、十一頁）。「もとより幕府や武士の棟梁の階級的基盤は他の権門と異なる」（同上）が、家司・下文・私兵・「職」の体系など「門閥機構の形式や国政に対する態度からみれば、本質的に他の権門盛家と異なるところはない」（同上）とされる。このように黒田氏の「権門・盛家」は「権力・武力」ではなく、むしろ「権威」である。

しかし率直に言って黒田説には次のような欠陥がある。第一に律令と武家法との矛盾と融和の過程の分析が欠如しており、第二に、裁判の管轄を中軸とする東西ふたつの「政権」と軍事貢納領域支配を独占する「国家」との概念的な区別が論理的でなく、権門の連携と分業の関係の理解をもっぱら読者の感性にのみ訴えていることである。

（三）貞永幕府法の性格

淡路国の大田文および石井進氏の学説の検討をてがかりとする以上の考察の結果として、承久の乱の直後の貞永幕府法は、東国政権と御家人つまり「関東御恩武士」との二種類の関係をめぐる法規範であると言える。第一種の

関係とは、将軍（鎌倉殿）ないし執権と被官武士と間における奉仕と恩賞を媒介とする私的な契約の関係である。御家人以外の庄の公文や下司は御家人に準じることはすでにみた。なお幕府法では百姓（大衆）は「甲乙人」と呼ばれる。第二種の関係とは、東国政権が私的契約関係を締結していない「甲乙人」の生命・財産・住居・貞操等を保護する立場から御家人に対しても、厳しくその行動を規制する刑事法的・公法的な制裁の関係である。

（四）謀反人所帯跡処分権

後白河上皇は、文治元年（一一八五）十一月三日、義経を九州地頭に、行家を四国地頭に任命した。これに抗議した頼朝は北条時政を千騎の兵とともに上洛させ、朝廷に対して幕府の守護地頭を西日本に設置することを認めよと要求した。

この問題については、大山喬平氏が「没官領・謀反人所帯跡地頭の成立―国家恩賞授与権との関連をめぐって」と題する一九七五年論文において「在郷地頭成立の最大の画期を求めるならば、寿永三年三月の時点すなわち国家による恩賞給付権の一部である没官領・謀反人所帯跡の処分権が旧来の王朝国家から切り離され、幕府に独占掌握された時点をあげなければならない」（史林第五八巻第六号、一二三頁）と論じて、謀反人所帯跡の処分権と国家の恩賞給付権との内的な関連性を問題にされたのは、画期的であると評価したい。

この説について石井進氏は、大山氏が典拠とする寿永三年（一一八四）三月七日の大蔵卿奉書は「後白河院と頼朝との交渉過程を示す文書であって、院から頼朝に平家没官領を与えた、正式の権限付文書でありえない」（前掲書、一五七頁）とし、「後白河院の基本的態度は『平家没官領』を平氏一門が庄務権を持つものに限定する、もっともせまい解釈にたつものであった」（同上）と批判した。

しかし大山氏が言及した謀反人所帯跡の処分権とは、甲からみて乙が謀反人つまり裏切り者であれば、甲は乙の

（第二図）国衙の支配領域（原図・新見貫二氏）
符号は第一表に同じ

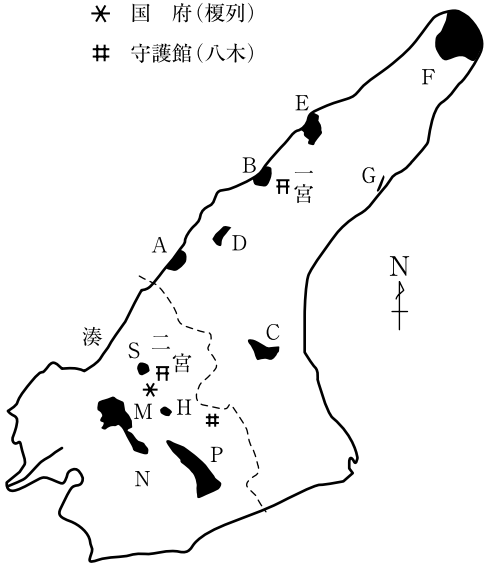

生命身体のみならず、その延長としての所帯すなわち家・屋敷・家畜・奴婢までも合法的に入手できるという武士の法文化における権利意識のことである。大山氏と石井進氏が徹底的に論争すべきであったのは、この処分権の発生時期ではなく、この処分権は王の恩賞給付権によるのか、自力救済にすぎないのかという問題であった。

甲からみて乙が謀反人であろうと、逆に乙から見て甲が謀反人であろうと、第三者の丙にとっては関わりのないことである。結局のところ、武力に勝る甲か乙かが、敗者の所帯を入手した上で相手方は謀反人であったと訴えるだけのことである。

王とはいずれが謀反人であるかの審判者なのか、それとも天下の王土王民が王の所有物であるから勝者に給付しうるのか。承久の乱が問いかけたのはこの問題である。